

【変更】新型コロナウイルス感染症防止に係る児童生徒の欠席等の取扱いについて(お知らせ)

春風の候、保護者の皆様におかれましては、益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。日頃より新型コロナウイルス感染症防止のため、お忙しい中、毎朝検温等にご協力いただき、誠にありがとうございます。

保護者の皆様には、引き続きご負担をおかけしますが、新型コロナウイルス感染症防止のため、下記のようなご対応をよろしくお願いします。(下線部は変更点です。)

なお、春休み中ですが今一度、感染症防止の徹底と差別や偏見等の防止を図るため、ご家庭でもご指導の程、どうぞよろしくお願いします。

記

- 1 春休み中も引き続き毎日児童生徒の健康状態(検温、風邪症状の有無等)の確認をしてください。児童生徒に発熱等の風邪症状がみられるときは、軽い症状でも自宅で休養させるよう徹底してください。

休み中であっても児童生徒やその同居のご家族がPCR検査を受ける場合は、速やかに学校にご連絡ください。

- 2 新学期も、登校前に健康状態(検温、風邪症状の有無等)を確認し、児童生徒に発熱等の風邪症状がみられるときは、軽い症状でも自宅で休養させるよう徹底してください。その場合は欠席にはなりません。

また、同居のご家族に発熱等の風邪症状がみられる場合も、同様に登校させないよう徹底してください。ただし、病院受診をし、「新型コロナウイルス感染症」以外の診断結果が出た場合は、風邪症状のない同居の家族は登校可能とします。

なお、病院受診をしていない場合は、引き続き、風邪症状が治まるまで同居の家族も登校させないでください。